倉敷市環境学習センター団体登録要領を次のように定める。

平成24年4月1日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市環境学習センター団体登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市環境交流スクエア条例施行規則(平成23年倉敷市規則第29号。 以下「規則」という。)第10条第1項第3号に規定する倉敷市環境交流スクエア内の環境 フロアの使用等の団体登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

- 第2条 団体の登録に必要な要件は、次のとおりとする。
  - (1) 環境の保全に関する活動を行う団体であること。
  - (2) 団体の構成員が5人以上であること。
  - (3) 団体の所在地及び代表者の連絡先が市内にあること又は市内で活動を行う団体であること。
  - (4) 次のいずれかに該当すること。
    - ア 団体の構成員の5割以上が市内に住所を有する者であること(在住団体)。
    - イ 団体の構成員の5割以上が市内の事務所又は事業所に勤務する者であること(在勤団体)。
    - ウ 団体の構成員の5割以上が市内の学校に通学している者であること(在学団体)
    - エ 団体の構成員の5割以上が市内に在住又は通勤・通学している者であること(複合団体)

(登録の申請)

- 第3条 規則第6条第2項の団体登録申請書には、次の書類を添えなければならない。
  - (1) 団体の規約、会則
  - (2) 会員名簿
  - (3) 活動計画書

- 2 申請者は、前項の申請時に、団体の代表者の氏名、住所、勤務先等を確認できるものを提示しなければならい。
- 3 市長は、団体登録申請書の提出があった場合は、審査の上、登録証を交付するものとする。 (登録の有効期間)
- 第4条 登録の有効期間は、登録年度を含む2ヵ年度間とする。

(登録証の提示)

第5条 登録団体は、利用申請の際に、登録証を提示しなければならない。

(登録の更新)

- 第6条 登録の有効期間満了後引き続き登録しようとするものは、登録有効期限の1ヶ月前から有効期間の満了日までの間に登録更新の手続を行うことができる。
- 2 更新の手続は、第3条に規定する登録の申請の手続と同様とする。

(登録内容の変更)

第7条 登録団体は、登録内容に変更があった場合は、市長に登録内容変更申請書を提出しな ければならない。

(登録証の再交付)

第8条 登録証を紛失又は汚損した場合は、直ちにその旨を市長に申し出て再交付を受けるものとする。

(登録の取消し又は停止)

- 第9条 市長は、登録団体が次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、登録を取消し、 又は停止することができる。
  - (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 環境フロアの利用条件に反し、又は利用に関する所定の手続等を故意に怠ったとき。(登録の辞退)
- 第10条 登録団体が、登録を辞退するときは、市長に登録団体辞退届を提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。